

2 社合同開催

えるぼし認定通知書交付式

第3段階

福島キヤノン 株式会社

(福島市、製造業) 代表取締役社長 相馬 克良



第2段階

ファーリア 社会保険労務士法人

(福島市、学術研究、専門・技術サービス業) 代表社員 菅野 峻太



- 1 福島労働局(局長 井口 真嘉)は、福島キヤノン株式会社(代表取締役社長 相馬 克良)から申請を受けた「女性活躍推進法に基づく基準適合一般事業主認定」について審査した結果、申請企業における女性の活躍推進のための取組が認定基準の評価項目(①採用、②継続就業、③労働時間等の働き方、④管理職比率、⑤多様なキャリアコース)を全て満たすことから、最も高い認定段階である「第3段階」に認定しました。
- 2 さらに、ファーリア社会保険労務士法人(代表社員 菅野峻太)より同申請を受け審査した結果、評価項目を4つ満たし(①採用、③労働時間等の働き方、④管理職比率、⑤多様なキャリアコース)、②継続就業は2年以上の連続した改善がみられることから、「第2段階」に認定しました。
- 3 今回の認定により、福島県内の認定企業数は19社(「第3段階」は15社、「第2段階」は4社)になりました。
- 4 認定企業に対する「認定通知書交付式」は下記により実施します。

日時

令和6年3月12日(火) 14:00~

会場

福島第二地方合同庁舎1階会議室(福島市花園町5-46)

交付式へ写真撮影、認定企業への取材は可能です(会場に直接お越し下さい)。

えるぼし認定とは

女性活躍推進法に基づく行動計画の策定・届出を行った事業主のうち、女性の活躍推進に関する状況が優良である等の一定の要件を満たした場合に認定します。なお、評価基準を満たす項目数に応じて3段階あります。

福島キヤノン株式会社 (福島市)

- 代表者：代表取締役社長 相馬 克良
- 事業内容：製造業
- 労働者数：1,564人（男性1,162人、女性402人）



えるぼし認定基準に係る5つの評価項目とその達成状況

【評価項目1：採用】(区) 正社員に占める女性労働者の割合が産業平均値以上であること。	令和4年度 23.0% ≧ 22.4%
【評価項目2：継続就業】(区) 「女性労働者の平均継続勤務年数」 ÷ 「男性労働者の平均継続勤務年数」が7割以上であること。 ※期間の定めのない労働契約を締結している労働者に限る。	令和4年度 136%
【評価項目3：労働時間等の働き方】(区) 労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の平均が、直近の事業年度の各月ごとに全て45時間未満であること。	令和4年度 全月2時間未満
【評価項目4：管理職比率】 管理職に占める女性労働者の割合が産業平均値以上であること。	令和4年度 3.4% ≧ 3.4%
【評価項目5：多様なキャリアコース】 常時雇用する労働者数が301人以上の事業主は、以下2項目以上（非正社員がいる場合は必ず「ア」を含むこと）の実績を有すること。 ア 女性の非正社員から正社員への転換 イ 女性労働者のキャリアアップに資する雇用管理区分間の転換 ウ 過去に在籍した女性の正社員としての再雇用 エ おおむね30歳以上の女性の正社員としての採用	令和2年度～令和4年度 ア：7名 エ：1名

※ (区) の表示のある項目については、雇用管理区分ごとに把握を行うことが必要。

<事業所からのコメント>

この度は「えるぼし認定」をいただき、誠にありがとうございました。これまでの取組みを評価していただき、大変光栄に思います。

当社はこれまで、男女を問わずすべての社員が安心して働けること、および個々の力を存分に発揮できる職場環境を目指し、様々な施策の展開や風土醸成に取り組んできました。

昨年認定をいただいた「プラチナくるみん」に関する取り組み等、これまで行ってきた地道な活動が少しずつ社員へ浸透し、数値として表れ、今回の認定に繋がったと感じております。

引き続き、社員全員がいきいきと働き、活躍できる会社づくりに取り組んでいきます。

ファミリー社会保険労務士法人 (福島市)

- 代表者：代表社員 菅野 峻太
- 事業内容：学術研究、専門・技術サービス業
- 労働者数：4人（女性4人）



えるぼし認定基準に係る5つの評価項目とその達成状況

【評価項目1：採用】(区) 正社員に占める女性労働者の割合が産業平均値以上であること。	令和4年度 100.0% ≧ 24.2%
【評価項目2：継続就業】(区) 正社員の女性労働者の平均継続勤務年数が産業平均値以上であること。 満たさない場合は2年以上連続してその実績が改善していること。	令和4年度 2.7年 < 9.5年 令和3年度 1.7年 令和2年度 0.7年
【評価項目3：労働時間等の働き方】(区) 労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の平均が、直近の事業年度の各月ごとに全て45時間未満であること。	令和4年度 全月0時間
【評価項目4：管理職比率】 管理職に占める女性労働者の割合が産業平均値以上であること。	令和4年度 100.0% ≧ 8.9%
【評価項目5：多様なキャリアコース】 以下1項目以上の実績を有すること。 ア 女性の非正社員から正社員への転換 イ 女性労働者のキャリアアップに資する雇用管理区分間の転換 ウ 過去に在籍した女性の正社員としての再雇用 エ おおむね30歳以上の女性の正社員としての採用	令和2年度～令和4年度 ア：2名

※ (区) の表示のある項目については、雇用管理区分ごとに把握を行うことが必要。

<事業所からのコメント>

この度は「えるぼし」認定をいただき、誠にありがとうございます。

ファミリー社会保険労務士法人では、人を大切にする企業創りを支援する社会保険労務士事務所として、率先して自社職員が働きやすい環境創りに取り組んでおり、その中でも特に子育て世代の女性が生活と仕事の両立を図り、活躍していただける環境構築に力を入れています。

コアタイムのないフレックスタイム制度に加え、週の過半日数を在宅ワーク可能とし、正職員であっても週の所定労働時間は30時間としています。その他、労働時間や雇用区分に関わらず、事務所負担での健康診断（35歳以上は全員人間ドック、婦人科検診実施）、インフルエンザワクチン接種、退職金支給、GLTD保険加入による65歳まで収入保証を行い、安心して長期勤務ができる環境創りを行っています。その他、月に一回のランチ会や誕生日祝い、資格取得支援等も実施し、今後は業務効率化に注力し、女性がより一層活躍できる職場創りに取り組んでいきたいと思っております。

女性活躍推進法に基づく認定「えるぼし認定」とは？

① 女性活躍推進法に基づく厚生労働大臣認定制度

常時雇用する労働者数が101人以上の事業主については、

- ①女性の活躍に関する状況把握・課題分析
- ②一般事業主行動計画の策定、届出、周知、公表
- ③女性の職業生活における活躍に関する情報公表、を行う必要があります。

この一般事業主行動計画の届出を行った事業主のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良な企業は、労働局への申請により、厚生労働大臣の認定を受けることができます。

② 認定の段階と認定マーク

プラチナえるぼし	<ul style="list-style-type: none"> ・策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該行動計画に定めた目標を達成したこと。 ・男女雇用機会均等推進者、職業家庭両立推進者を選任していること。(※) ・プラチナえるぼしの管理職比率、労働時間等の5つの基準の全てを満たしていること(※) ・女性活躍推進法に基づく情報公表項目(社内制度の概要を除く。)のうち、8項目以上を「女性の活躍推進企業データベース」で公表していること。(※) (※)実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表することが必要
1段階目	<ul style="list-style-type: none"> ・えるぼしの管理職比率、労働時間等の5つの基準のうち1つ又は2つの基準を満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること。 ・満たさない基準については、事業主行動計画策定指針に定められた取組の中から当該基準に関連するものを実施し、その取組の実施状況について「女性の活躍推進企業データベース」に公表するとともに、2年以上連続してその実績が改善していること。
2段階目	<ul style="list-style-type: none"> ・えるぼしの管理職比率、労働時間等の5つの基準のうち3つ又は4つの基準を満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること。 ・満たさない基準については、事業主行動計画策定指針に定められた取組の中から当該基準に関連するものを実施し、その取組の実施状況について「女性の活躍推進企業データベース」に公表するとともに、2年以上連続してその実績が改善していること。
3段階目	<ul style="list-style-type: none"> ・えるぼしの管理職比率、労働時間等の5つの基準の全てを満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること。

③ 認定を受けるメリット

- ・認定を受けた事業主は、上記認定マークを商品や広告に付すことができ、女性活躍推進企業であることをPRすることができます。
- ・認定企業をPRすることで、優秀な人材の確保や企業イメージの向上が期待できます。

福島県内の「えるぼし認定」企業一覧

(令和6年3月11日現在)

	企業名	所在地	業種	認定年月日	認定段階
1	社会福祉法人太田福祉記念会	郡山市	医療・福祉	平成28年6月1日	3
2	株式会社東邦銀行	福島市	金融業、保険業	平成28年9月1日	2
3	株式会社福島銀行	福島市	金融業、保険業	平成28年9月7日	2
4	株式会社ニラク	郡山市	生活関連サービス業、娯楽業	平成29年3月1日	3
5	社会福祉法人福島県社会福祉事業団	西郷村	医療・福祉	平成30年1月9日	3
6	株式会社 バストコ (旧 株式会社GlobalAssist)	郡山市	教育、学習支援業	令和2年3月10日	3
7	公益財団法人磐城済世会	いわき市	医療・福祉	令和2年3月30日	3
8	公益財団法人湯浅報恩会	郡山市	医療・福祉	令和2年5月21日	3
9	社会福祉法人すこやか福祉会	福島市	医療・福祉	令和2年5月21日	3
10	社会福祉法人郡山福祉会	郡山市	医療・福祉	令和2年11月4日	3
11	公益財団法人金森和心会	郡山市	医療・福祉	令和3年4月6日	3
12	社会福祉法人信達福祉会	伊達市	医療・福祉	令和3年4月6日	3
13	社会福祉法人南町保育会	会津若松市	医療・福祉	令和5年2月9日	3
14	福島サンケン株式会社	二本松市	製造業	令和5年6月9日	3
15	会津オリンパス株式会社	会津若松市	製造業	令和5年8月23日	3
16	社会福祉法人福島福祉施設協会	福島市	社会福祉事業	令和5年8月29日	3
17	エム・ティ・ケイ株式会社	郡山市	卸売業	令和5年9月1日	2
18	福島キヤノン株式会社	福島市	製造業	令和6年2月19日	3
19	ファーリア社会保険労務士法人	福島市	学術研究、専門・技術サービス業	令和6年2月19日	2

福島県内の「えるぼし認定」企業分布図

資料4

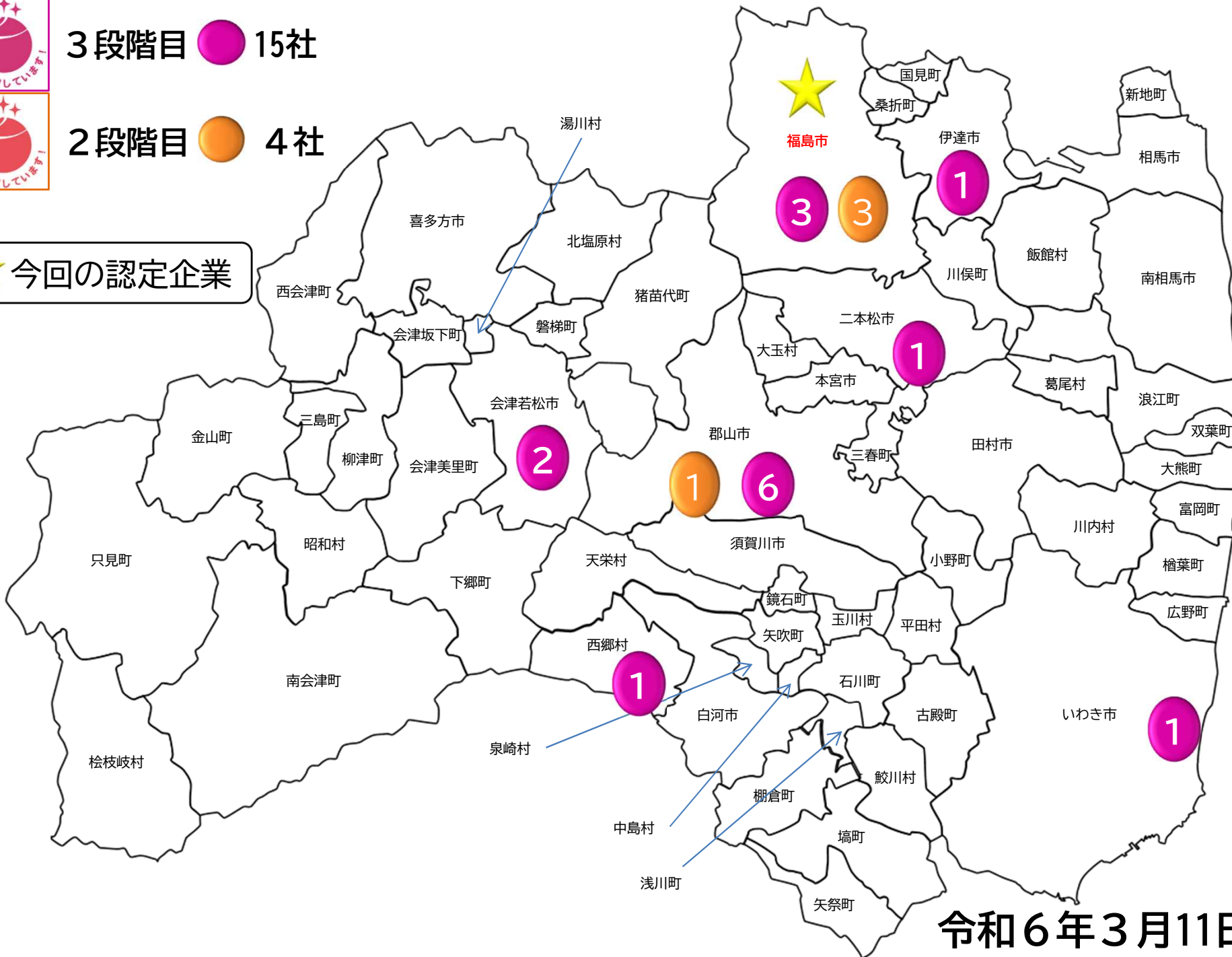


3段階目 ● 15社



2段階目 ● 4社

★ 今回の認定企業



令和6年3月11日現在